

一 般 競 争 入 札 公 告

行橋市が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び行橋市契約規則（昭和39規則第10号）第8条1項の規定により公告します。

平成30年8月16日

行 橋 市 長 田 中 純

入 札 番 号

45

（工事別事項）

1. 工事名称	舗装工事(北大野井)	
2. 工事場所	行橋市大字大野井	
3. 工事概要	工 事 内 容	工事長：L=510.0m 舗装工 A=2,200m ²
	工 期	平成30年9月28日～平成30年11月30日（64日間）
	予 定 価 格	10,400,400 円（税込み）
	最低制限価格	有（事後公表）
4. 参加業者の形態	単体	
5. 設計受託業者	_____	
6. 日程	公 告 日	平成30年8月16日
	入札説明書交付 及び設計図書閲覧	平成30年8月16日(木)～平成30年9月19日(水)
	仕様書に関する質 問の提出期限	平成30年8月17日(金)～平成30年9月18日(火)
	申請書受付期間	平成30年8月17日(金)～平成30年8月31日(金)
	確認通知書発送	平成30年9月10日(月)
	参加資格無の理由 説明を求める期限	平成30年9月18日(火)（平成30年9月19日回答）
	仕様書に関する 質 問 の 回 答	平成30年9月18日(火)～平成30年9月21日(金)
	入札・開札日時	平成30年9月21日(金) 13時30分～
7. 入札参加資格	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項 舗装工事について、「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する 規則」(昭和56年行橋市規則第12号)に定める資格を得ている者。	

8. 入札参加条件	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2 申請書提出期限日(平成30年8月31日)現在において、次の条件を満たすこと。なお、 開札時点においても同条件を満たすこと。	
	(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者ではないこと。
	(2)	舗装工事について、公共工事元請施工実績を有すること。(特定建設工事共同企業 体(JV)の実績は除く。) 金額の大小は問わない。
	(3)	当該工事に配置できる主任(監理)技術者を有すること。ただし、次に掲げる者に限 る。 ・入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
	(4)	_____
	(5)	行橋市建設工事等に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成19年告示第77号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
	(6)	建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
	(7)	法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、行橋市管内に有すること。
	(8)	_____
	(9)	_____
	(10)	入札期日以前3ヵ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
	(11)	破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産 手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく 更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定 に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法の規定に 基づく更生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決 定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参 加資格者名簿の登載者を除く。)
	(12)	_____
	(13)	舗装工事について、平成30年度行橋市建設工事競争入札参加資格者名簿の業者等級別格付(以下「格付」という。)がA・Bであること。

9. 提出書類	参 加 申 請 時	様式第1号の1、第2号、第3号及び添付資料
	入 札 時	入札書、委任状(必要に応じ)、工事費内訳書
	そ の 他	主任(監理)技術者選任通知書(様式第5号)については、開札日の前々日(平成30年9月19日)までに提出を求める。
	提 出 方 法	持参
10. 公告内容等に関する問い合わせ先及び場所	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 電話(代表)0930-25-1111	
	契約事務及び申請書受付並びに入札説明書交付	総務部契約検査課契約係(西棟庁舎3階) 内線1381、1382
	入札及び開札	総務部契約検査課入札室(西棟庁舎3階)
	設計図書の閲覧	環境水道部上水道課上水道係(西棟庁舎2階) 内線(1265)
11. その他	(1) 「6. 日程」について 期間については、「6. 日程」に記載の毎日(ただし、行橋市の休日を定める条例(平成元年行橋市条例第26号)第1条に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで。 (2) その他、詳細は行橋市入札心得の規定による。	

(共通事項)

1. 入札説明書及び設計図書等の閲覧	入札公告、入札説明書及び設計図書等は、行橋市公式ホームページより閲覧可能。	
2. 契約条項を示す場所	「工事別事項」（契約事務及び申請書受付）に同じ。	
3. 設計図書等の交付	行橋市公式ホームページからダウンロードすること。	
4. 入札書の提出方法	(1) 入札書の提出場所及び提出方法	(ア) 開札の日時に開札場所に持参のこと。
		(イ) 入札執行回数は、1 回とする。
		(ウ) その他、入札説明書及び入札心得の規定による。
5. 工事費内訳書等の提示	(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と整合性をもつ工事費内訳書の提出を求める。	
	(2) 主任（監理）技術者等選任通知書（様式第 5 号）の提出については、「工事別事項」に記載のとおり。なお、提出書類中の「主任（監理）技術者等の資格及び工事経験調書（様式第 3 号）」に記載される技術者を、「主任（監理）技術者等選任通知書（様式第 5 号）」においても記載すること。	
6. 落札者の決定の方法	有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。	
7. 入札の無効	(1) 次の入札は無効とする。	
	(ア) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札	
	(イ) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札	
	(ウ) 入札書の記載金額を加除訂正した入札	
	(エ) 入札書の記載金額が予定価格以上(予定価格と同額を含む。)である入札	
	(オ) 入札書の記載金額に対応する工事費等内訳書の合計金額（108 分の 100 に相当する金額）が一致していない入札	
	(カ) 最低制限価格を下回る入札	
	(キ) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札	
	(ク) 同一事項の入札について二通以上の入札書を提出した入札	
	(ケ) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札	
	(コ) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札	

[illegible]